

様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成26年8月 日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	中央療育センター
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児通園施設 ・診療所 ・肢体不自由児通園施設 ・福祉型障害児入所施設 ・短期入所
指定管理者	名称：社会福祉法人 同愛会 代表者：理事長 高山 和彦 住所：横浜市保土ヶ谷区上菅田町1749 電話：045-373-9661
所管課	市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課（内線：43431）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>仕様書に記載された管理運営に関する基本的な考え方を踏まえ、適切な運営が実施されており、職員配置についても、国が定める基準を踏まえた配置がされているほか、常勤医師を1名配置し、利用者の支援が十分に行える配置がされている。</p> <p>また、制度導入前と同様、通所定員100人（知的障害児通園施設：50人、肢体不自由児通園施設50人）を設定し、運営していることに加え、単独通園日の増加、幼稚園との並行通園開始（利用契約者の増加）、土曜日（月2回）診療部門開所、入所部門の特別支援学校への送迎、地域移行支援の推進を実施するなど、導入前と比較してサービス向上が図られており、利用者に十分な質のサービスが提供されていると考える。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>「0歳から18歳までの障害児及び発達に不安のある児童とその家族に対して、相談・診療・評価・訓練及び全般的な支援を行う」、「0歳から18歳までの家庭での養育が困難な児童を入所させて、生活に必要な訓練などを実施する」という施設の目的を踏まえ、適切に施設を運営していると考えられ、その結果利用児童の増加等が見られた。</p> <p>【通園利用契約児数】 旧中部（H22年度年間）契約児124人⇒中央療育（平成25年度）377人</p> <p>【診療所利用児数（延人数）】 旧中部（H22年度年間）利用児813人 ⇒中央療育（平成25年度）8,858人</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>入所部門においては平成25年度当初から新園舎での運営を想定していたが、上半期は引続きプレハブ園舎での運営となったところで、新園舎へは年度途中からの移転となったが、児童の受入や地域移行支援、職員研修や避難訓練を実施するほか、個人情報保護や事故防止についても配慮されており、大きな事故もなく、問題はない状態である。</p> <p>○避難訓練は毎月実施 ○給食については、外部委託により実施しているが、業者選定時に、マニュアルの確認など安全への対策などを確認している。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>利用者の意見を把握するため、意見箱を設置している。その結果を踏まえ、苦情受付担当が適時処理している。例えば、医師の説明や電話対応が不愉快であったことについて、市へも連絡があったが、指定管理者からも市への報告がなされ、施設長等から利用者へ対し謝罪をするなど、連携した対応もなされている。</p> <p>今後は利用者意見やクレーム対応などの蓄積を図り、年度や体制が変わっても継続的にサービス向上を図る必要がある。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>市内の療育センターへの指定管理者制度の導入は、本施設が最初のケースであるため、運営法人と子ども福祉課とで緊密に連携をとり、課題等について対応を協議しながら適正な業務実行が図れるようマネジメントを実施している。</p> <p>課題については、他の療育センターにも関わる場合については、センター長会議の場や子ども福祉課主催の代表ケースワーカー会議で協議を行っている。その他中央域療育センターとしての課題については、適時連絡が入り現場と協議をしながら対応している。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>【経費】 (導入前) 383,341千円 ※平成22年度予算ベース(通園)…直営 372,086千円 ※平成24年度予算ベース(入所)…直営 計 755,427千円 (導入後) 375,000千円 ※平成25年度 指定管理料(通園) 265,000千円 ※平成25年度 指定管理料(入所) 計 640,000千円</p> <p>【サービスの向上】 拡充したサービスとして、単独通園日の増加、常勤医師の配置、幼稚園との並行通園開始(利用登録者の増加)、土曜日(月2回)診療部門テスト開所、特別支援学校への送迎を実施しているなどが挙げられる。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>【業務範囲】 業務範囲については、引き続き、地域のニーズに応えるため、これまで培ってきた現状の内容を維持することが必要であるが、法人独自の支援の提供も行われており、平成25年度からは、入所部門との一体的な運営を行っている。</p> <p>【実施方法】 平成25年度以降は入所部門と通所部門を一体的に管理することで、通所部門の専門職のノウハウを入所部門の児童の支援に活かすことなどが可能になるほか、スケールメリットを活かした効率的な運営が可能であると考えられる。そのためには、常勤医師をはじめとした専門職員を確保するとともに、民間のノウハウを活用した運営が必要となることから、引き続き、指定管理者制度を継続することが適当であると考えられる。</p> <p>【経費】 施設利用のニーズの増加や新たなサービスの実施等により、直営時と比較して利用者が大幅に増加するなど、制度導入時と比較して状況の変化が見られ、今後、これまでの実績や今後の経費の見通し等を踏まえながら、適切な指定管理料を設定する必要がある。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>指定管理者制度の他の手法として、有償譲渡による民営化の手法も考えられるが、入所部門が平成25年度から新園舎での運営となっていることもあり、建設間もない施設を有償譲渡することは現実的ではないと考えられる。</p> <p>また、前述のとおり、平成25年度からは入所施設との一体的な運営が開始されており、入所部門と通所部門を効果的・効率的に運営するためにも、指定管理者制度を引き続き活用することが適当であると考えられる。</p>

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の活用により、直営では難しい医師の常勤化や、専門職員の確保が可能となっており、サービス向上に貢献している。今後も障害児の増加等、需要の変化に柔軟に対応する必要があり、また、平成25年度からは入所部門と通所部門を一体的に運営していることから、効果的・効率的に施設を運営するためには、民間活力を引き続き活用し、指定管理者制度による運営を継続することが適当であると考えられる。